



あなたを待っている子どもがいます

# 里親になりませんか？

里親は、様々な理由で実の親と暮らせない子どもを、温かな家庭に迎え入れ養育する制度です。里親について理解を深めてみませんか。

問合せ／こども家庭課 ☎55-2763 📠51-0247 📧fu-kokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

## 10月は里親月間です

厚生労働省は、毎年10月を里親月間と位置づけ、里親委託を推進するための集中的な広報啓発を実施しています。市内では、毎年、大型商業施設でのチラシ配布、ふじ虹の会（富士市・富士宮市の里親会）によるフォスターセッション（里親啓発イベント）の開催、里親相談会など、様々な広報活動を行っています。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予約制の里親相談会などを行います。

## 里親制度と特別養子縁組制度

どちらの制度も「子どもが幸せになるための制度」です。



▲詳しくはこちら

### 里親制度

自分の家庭で生活することが困難な子どもを、その家庭に戻るまで、または自立できるまで、親に代わって養育します。短期委託から長期委託まで、様々な預かり方があります。

### 特別養子縁組制度

実親との親子関係を解消し、新しい養親と法的に親子関係を結びます。

## 校区ごとに里親家庭を！

里親に委託された子どもは親、きょうだい、友達、住み慣れた場所を離れ、新しい学校と新しい環境での生活を余儀なくされます。一度築き上げたもの

を一瞬にして失うことは、子どもの大きな負担になります。

そこで、「校区里親」を推進していただきます。校区ごとに里親家庭があれば、学校や友達と離れることなく生活できるので、子どもの負担軽減が期待されています。

## ふじ虹の会の活動

- ・会員の里親活動を支える活動
- ・ショート・ルフラン（短期預かり）事業及びショート・ルフラン調整会議

- ・里親月間事業（フォスターセッション）
- ・里親同士の交流事業（懇談会、サロンなど）

- ・里親子「夏のふれあい事業」（赤い羽根共同募金助成事業）ほか

今年度から里親家庭でも！

## 富士市子育て短期支援事業

### ショートステイ

病気、出産、仕事、冠婚葬祭、育児上の心身のストレスなどにより一時的に家庭で子どもの養育ができないときに、市内児童養護施設・乳児院などで子どもをお預かりしています。この預け先の一つとして、今年度から里親家庭にもお願いしています。

※利用料は、子どもの年齢や保護者の所得により決定します。



▲詳しくはこちら

## 里親相談会を実施します

もっと詳しく里親制度・特別養子縁組制度を知ってみませんか？

右記日程で里親相談会を実施します。予約制（個別対応）です。事前に電話でふじ虹の会 事務局へ。

問合せ／ふじ虹の会 事務局（誠信会 児童家庭支援センターパラソル）

☎32-8125 📠32-8010

とき (10月) (各日とも13:30～17:00)	ところ (まちづくりセンター)
21日(水)	吉原
22日(木)	富士南
23日(金)	富士駅北
27日(火)	今泉
28日(水)	丘
29日(木)	松野
30日(金)	岩松北